

4. 「ヨーロッパ地方自治憲章」批准国における憲章第12条（義務）による留保状況

(平成15年12月31日現在)

批准国名 憲章第12条 (義務)に基づく条項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	(国数・25カ国)	
	アルメニア共和国	オーストリア共和国	アゼルバイジャン共和国	ブルガリア共和国	クロアチア共和国	キプロス共和国	チェコ共和国	デンマーク王国	エストニア共和国	ドイツ連邦共和国	ギリシャ	ハンガリー共和国	アイルランド	イタリア共和国	ラトビア共和国	リヒテンシュタイン公国	マルタ	オランダ王国	ルーマニア	スロヴァキア共和国	スロベニア共和国	スペイン王国	スウェーデン	トルコ共和国	イギリス		
地方自治に関する憲法及び法律上の基礎	1.第2条																									(20)	
地方自治の概念	(第3条)																										
(地方自治体の権利及び能力)	2.第1項																										(19)
(議会と執行機関及び市民参加)	3.第2項																										(19)
地方自治の範囲	(第4条)																										
(地方自治体の権限及び責務の付与)	4.第1項																										(20)
(全権限性の原則)	5.第2項																										(19)
(地方自治体の公的な責務の優先性・補完性の原理)	6.第3項																										(17)
(地方自治体の権限に対する侵害・制限からの保護)	7.第4項																										(20)
(中央政府・広域団体からの権限の委任)	8.第5項																										(16)
(地方自治体からの意見聴取を受ける権利)	9.第6項																										(18)
地方自治体の境界の保護	10.第5条																										(20)
地方自治体の任務のための適切な行政組織と人材	(第6条)																										
(行政機構の自主決定権)	11.第1項																										(18)
(地方自治体職員の適正な勤務条件)	12.第2項																										(16)
地方レベルにおける責務遂行の条件	(第7条)																										
(地方議会議員の地位の保障)	13.第1項																										(20)
(その地位の財政的補償)	14.第2項																										(12)
(兼務の禁止に関する法律、基本的法原則)	15.第3項																										(19)
地方自治体の活動に対する行政監督	(第8条)																										
(憲法上、法律上の手続及び規定)	16.第1項																										(20)
(法律及び憲法原則の遵守の確保)	17.第2項																										(19)
(監督官庁の介入の保護と利益の確保)	18.第3項																										(18)
地方自治体の財源	(第9条)																										
(固有財源の保障)	19.第1項																										(19)
(財源の憲法及び法律による保障)	20.第2項																										(20)
(地方税等の率の決定権)	21.第3項																										(16)
(地方財政制度の弾力化)	22.第4項																										(16)
(財政調整制度の確立)	23.第5項																										(15)
(地方財源に対する意見聴取を受ける権利)	24.第6項																										(14)
(補助金交付の弾力化)	25.第7項																										(17)
(地方自治体の資本市場への参入)	26.第8項																										(17)
地方自治体の連合権	(第10条)																										
(連合権の確保)	27.第1項																										(20)
(国内の連合組織及び国際組織への加盟権の承認)	28.第2項																										(16)
(外国の地方自治体との締結権)	29.第3項																										(15)
地方自治の法的保護	30.第11条																										(18)
(条項数・30条項)		25	24	26	29	20	1	24	30	30	29		30	30	29	22	25		29	20	30	30		20	30	533	
憲章第12条適用日		'02/5/1	'88/9/1	'02/8/1	'95/9/1	'98/2/1	'03/6/1	'99/9/1	'88/9/1	'95/4/1	'88/9/1	'90/1/1	'02/3/8	'02/9/1	'90/9/1	'97/4/1	'88/9/1	'94/1/1	'91/7/1	'98/5/1	'02/11/1	'97/3/1	'89/3/8	'89/12/1	'93/4/1	'98/8/1	

出典 ヨーロッパ評議会HP
(http://conventions.coe.int/Treaty/EN/CadreListeTraites.htm)

注 (1) 「ヨーロッパ地方自治憲章」批准国(38ヶ国)のうち、報告のあった25ヶ国のものである。
(2) 印は、容認したもので、×印は、容認しないものである。
(3) (第13条)は、憲章第13条に基づき憲章の適用を受ける地方自治体について、適用条件が付されているものである。
(4) 網掛けの部分は、憲章第12条が指定する義務的な条項(14の条項)である。